埼玉県高等学校新聞指導研究会会則

第1条 本会は、埼玉県高等学校新聞指導研 県における高校新聞の指導について 研究協議し、併せて各校新聞指導者研 究者の連絡、提携を密にし、以て本県 高校新聞の発展に寄与することを目 的とする。

第2条 本会の会員は次のものとする。

- 1 本県内の高校に在職し、学校新聞の編 集・発行の指導を行っている者。
- 2 本県内の高校に在職し、学校新聞の編 集・発行について研究しようとする者。

第3条 本会は次の事業を行う。

- 1 高校新聞指導についての研究・協議の 会合の開催。
- 2 各校の新聞編集発行についての資料・ 情報等の交流交換。
- 3 関係諸団体との連絡・提携。
- 各種行事の開催。
 - 5 本県高校新聞連盟の助成。
- 6 その他、本会の目的を達成するに必要 な事業。

第4条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会:全会員をもって構成する本会の 最高議決機関である。
- 2 理事会:理事をもって構成し、本会の 会務を執行する。
- 3 委員会:必要に応じて、理事会の議を 経て、専門的もしくは、地方別の委員会を設 けることができる。

第5条

- 究会(略称「埼高新研」)と称し、本 1 本会は次の役員を置き、以下の任務を 持つ。
 - (1) 会長 1名 本会の会務を総理し、 本会を代表する。
 - (2) 副会長 1~2名 会長を補佐し、 会長事故ある時は、その任務を代行す る。
 - (3) 理事 若干名 理事会を構成し、本 会の会務の執行にあたる。
 - (4) 幹事 若干名 本会の事務を司る。
 - (5) 会計 1~2名 本会の会計を司 る。
 - (6) 監事 2名 本会の会計の監査に あたる。
 - 2 会長、副会長、幹事は総会において選 出し、任期は1ヵ年とする。幹事は、会 長が委嘱する。
 - 3 本会に顧問を置くことができる。
- 4 高校新聞の編集発行の発展に寄与する 第6条 本会の経費は、会費・寄附金・助成 金・その他の事業収入をもってこれに あて、会費の額は総会において決定す る。
 - 第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日よ り、3月31日までとする。
 - 第8条 本会の会則の改正は、理事会の議を 経て、総会において行うものとする。
 - 付則 本会会則は、昭和39年6月13日よ り効力を発する。
 - ※ 平成25年6月18日一部改正。